

香港税務

多国籍企業グループに対するグローバルミニマム課税と香港ミニマムトップアップ税（参考和訳）

概要

経済協力開発機構（OECD）の税源浸食と利益移転（BEPS）2.0ⁱの第二の柱に基づくグローバル税源浸食防止（GloBE）ルールについて、2025年6月6日に内国歳入法（改正）（多国籍企業グループに対する最低課税）条例（Inland Revenue (Amendment) (Minimum Tax for Multinational Enterprise Groups) Ordinance 2025）が制定され、香港の内国歳入法（IRO）に導入されました。

この改正により、GloBEルールに基づく大規模多国籍企業（MNE）グループに対するトップアップ税という形で15%のグローバルミニマム税と香港ミニマムトップアップ税（HKMTT）が導入されることとなります。

GloBEルールおよびHKMTTによるトップアップ税の計算、申告、徴収は、事業所得税の申告・納付プロセスとは別に、特定のメカニズムを通して行われます。

対象となる企業

GloBEルールは、現行事業年度ⁱⁱⁱの直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において、年間連結売上高7億5,000万ユーロ以上ⁱⁱを計上した多国籍企業グループに適用されます。

対象グループの香港の最終親会社（UPE）または香港域外のUPEを有するMNEグループの香港の構成事業体は、香港において第二の柱に準拠する必要があります。GloBEルールでは、事業体は、税務上の居住地または設立地に所在します。この点に関して、香港居住事業体の一般的な定義が2024年1月1日まで遡って適用され、以下の場合に、事業体は香港の税務上の居住者とみなされます：

- 香港で法人化／設立されている
- 香港域外で法人化／設立されていても、香港で通常管理または支配されている

香港に本拠地移転した企業は、移転日から香港居住企業とみなされます。

トップアップ課税の仕組みと計算

GloBEルール

MNEグループがGloBEルールの対象となる場合、グループは各構成事業体の所在地と所得を確定し、管轄地域ベースで実効税率（ETR）を計算しなければなりません。同じ管轄地域に所在する各構成事業体のGloBE損益および調整後の課税対象税額を合算してETRが計算されます。

コンテンツ

- ▶ 概要
- ▶ 対象となる企業
- ▶ トップアップ課税の仕組みと計算
- ▶ セーフハーバー
- ▶ 税務コンプライアンスと実務
- ▶ 事業所得税の電子申告義務化との関係
- ▶ BDO論評

GloBEルールは、相互に連動する2つのメカニズムを採用しています：

- 所得合算ルール（IIR）：対象の多国籍企業グループの親会社に対して、親会社が所在する管轄地域以外のETR15%未満の課税対象事業体（すなわち低課税対象事業体）に対するトップアップ課税を行う
- 軽課税所得ルール（UTPR）：IIRが適用されない場合に適用される

低税率国・地域に対してMNEグループが支払うべきトップアップ税額は、以下の積算値となります：

- 超過利益：低税率国・地域におけるすべての構成事業体のGloBE損益の合計から、実質ベースの所得控除を差し引いたもの
- トップアップ税率：低税率国・地域のETRと最低税率15%との差

HKMTT

GloBEルールと一貫して運用されるHKMTTでは、他の管轄地域がIIRまたはUTPRを通じてトップアップ税を徴収する前に、香港の低課税構成事業体に対してトップアップ税を優先的に徴収する権利を有します。HKMTTに基づいて納付されたトップアップ税は、GloBEルールに基づいて生じるトップアップ税の債務と相殺することができます。

HKMTTの目的上、多国籍企業グループの香港構成事業体の財務会計上の純損益は、3つの条件をすべて満たす場合、現地の会計基準に従って算定されます。

発効日

IIRトップアップ税およびHKMTTは、2025年1月1日以降に開始する事業年度に関して課税されます。

UTPRは、政府が後日定める日に施行されます。

セーフハーバー

香港は、GloBEルールの下で利用可能なすべてのセーフハーバーを採用しており、一定の条件を満たした場合、対象となる多国籍企業グループはGloBE計算から全面的に免除されます：

- 暫定的国別報告（CbCR）セーフハーバー
- 暫定的UTPRセーフハーバー
- QDMTTセーフハーバー
- 非重要構成事業体のための簡易計算セーフハーバー

年次の選択に従い、最初の課税年度において香港の暫定的国別報告セーフハーバー^{iv}の適用を受けるMNEグループは、香港での詳細なGloBE計算が免除され、当該移行期間中の年度における香港のトップアップ課税額はゼロとみなされますが、内国歳入局（IRD）の追加指針が示されるまで、一定の申告義務が課される可能性があります。

税務コンプライアンスと実務

電子申告の義務化

対象MNEグループの香港構成事業体は、電子申告を行う必要があります：

- トップアップ税届出
- トップアップ税申告書（GLOBE情報申告書（GIR）を含む）

トップアップ税届出は、MNEグループがグローバルミニマム税およびHKMTTの対象となった旨をIRDに通知し、香港がGIRを受け取る対象となる事業体および管轄地域、ならびに一定の条件が満たされた場合にトップアップ税申告書の提出義務が免除される香港事業体を特定するものです。

トップアップ税申告書には、標準化されたGIRに必要な情報が含まれます。香港とGIR情報交換が可能な管轄地域でGIR情報が提出された場合、香港の構成事業体はGIR情報の提出義務を免除されます。

主な遵守事項

トップアップ税届出は、事業年度末日から6ヶ月以内に行う必要があります。

トップアップ税申告書（GIR情報を含む）は、事業年度末日から15ヶ月以内に提出される必要があります。ただし、構成事業体の最初の移行年度については18ヶ月まで延長されます。

トップアップ税額は、トップアップ税申告書提出時に申告された情報に基づいて査定され、通知されます。予定トップアップ税は課されません。納付期限は、申告書提出期限日または課税通知書発行日のいずれか遅い方の日付から1ヶ月後となります。

異議申し立ては、課税通知書発行日から2ヶ月以内となります。

トップアップ税に関する追徴課税は、当該事業年度に関する課税年度終了後8年以内、または詐欺や故意の脱税を伴う場合は12年以内となっています。

納税者は、トップアップ税の申告漏れまたは誤りを訂正し、あるいは過払い分の還付を請求するため、当該事業年度に関する課税年度終了後8年以内、または課税通知書発行日から6ヶ月以内のいずれか遅い日付までに、再審査を請求することができます。

香港の構成事業体またはサービスプロバイダーに対する起訴は、犯罪が行われた日から8年以内であれば開始することができます。起訴は、長官の承認（第 84 条の要件）を得た場合にのみ行うことができます。

記録保存期間は、トップアップ税の計算に関連する取引、行為または業務の完了後、少なくとも 9 年間です。

対象となる多国籍企業グループは、既存の事業所得税に関する重要な日付に加え、年間を通じた税務コンプライアンスカレンダーにおいて別のスケジュールも管理する必要があります（参考資料ご参照）。

第二の柱準拠のための指定現地法人

対象となるMNEグループは、HKMTTおよびUTPRに基づき、トップアップ税届出、トップアップ税申告書、およびトップアップ税納付を行う香港の構成事業体（指定現地法人）を1社指定することができます。その場合、当該グループの他の香港構成事業体は、これらの義務から免除されます。

罰則

必要なトップアップ税届出および申告書の提出が遅れたり不正確であったりするなど、コンプライアンス違反があった場合は罰則が適用されます。

租税回避防止規定

GIoBEおよびHKMTT制度の文脈において、IRO第61A条の改定規定は、トップアップ税の納付義務に関する税務上の優遇措置を受けることを唯一または主要な目的とする取引に適用されます。

事業所得税の電子申告義務化との関係

2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度について（UPE の会計年度に基づく）、構成事業体、単独合併企業（JV）、JV グループの一員、無国籍構成事業体など、対象の多国籍企業グループの香港事業体は、2025 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度（すなわち、2025/26 年課税年度）の事業所得税申告書を電子申告で提出することが義務付けられています。

MNEグループの年間連結売上高が減少した場合、対象MNEグループの定義から外れる可能性があります。事業所得税の電子申告の義務化は、「一度対象となれば常に対象」となります。そのため、対象の MNE グループの香港構成事業体が、上記の適用により、ある課税年度の事業所得税の電子提出が義務付けられた場合、その事業体は、その後対象の MNE グループから離脱した場合や、MNEグループが対象外になった場合でも、以降の課税年度では事業所得税の電子申告を行う必要があります。

IRDは、香港公認会計士協会との2024年年次総会において、電子申告の義務化は、過去に一時的な申告免除が認められた納税者（通常、IRC1812ケースと呼ばれる）にも適用されることを明らかにしました。IRDは対象の多国籍企業グループに対し、電子申告の対象となる香港事業体のリストを作成するため、その詳細を提供するよう求める書面を発行する予定です。

BDO論評

第二の柱は、単なる税務コンプライアンスの問題ではなく、戦略的なビジネス上の必須要件となり得ます。構成事業体の税務上の居住地、セーフハーバー、管轄地域のETRの初期評価及び継続的なモニタリングは、ビジネス関係者とのより広範な議論を要するパラダイムシフトとなる可能性があります。是非BDOの税務専門家に、企業グループの構造とリスクプロファイルに合ったコンサルテーションをご予約ください。

BDO Limited

25th Floor, Wing On Centre
111 Connaught Road Central
Hong Kong
Tel: +852 2218 8288
Fax: +852 2815 2239
info@bdo.com.hk

Carol Lam

Director and Head of Tax
Tel: +852 2218 8296
carollam@bdo.com.hk

Abigail Li

Director
Tel: +852 2218 3372
abigailli@bdo.com.hk

Silent Li

Director
Tel: +852 2218 8983
silentli@bdo.com.hk

Christina Mai

Director, Transfer Pricing
Tel: +852 2218 8728
christinamai@bdo.com.hk

Cecilia Ho

Principal
Tel: +852 2218 2776
ceciliaho@bdo.com.hk

Celestine Yeung

Principal
Tel: +852 2218 2773
celestineyeung@bdo.com.hk

Michelle Cheng

Principal, Transfer Pricing
Tel: +852 2218 2755
michellecheng@bdo.com.hk

Shirley Yu

Principal, China Tax
Tel: +852 2218 4904
shirleyyu@bdo.com.hk

This publication has been carefully prepared, but it has been written in general terms and should be seen as containing broad statements only. This publication should not be used or relied upon to cover specific situations and you should not act, or refrain from acting, upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. Please contact BDO Tax Limited to discuss these matters in the context of your particular circumstances. BDO Tax Limited, its partners, employees and agents do not accept or assume any responsibility or duty of care in respect of any use of or reliance on this publication, and will deny any liability for any loss arising from any action taken or not taken or decision made by anyone in reliance on this publication or any part of it. Any use of this publication or reliance on it for any purpose or in any context is therefore at your own risk, without any right of recourse against BDO Tax Limited or any of its partners, employees or agents.

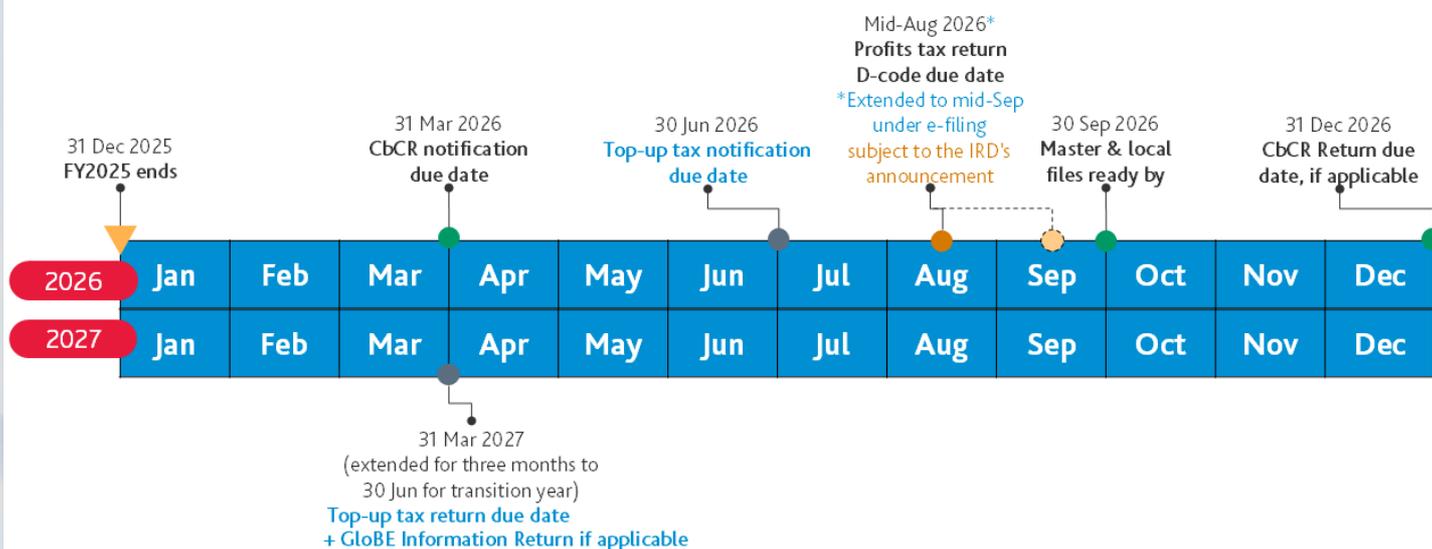
BDO Tax Limited, a Hong Kong limited company, is a member of BDO International Limited, a UK company limited by guarantee, and forms part of the international BDO network of independent member firms.

BDO is the brand name for the BDO network and for each of the BDO Member Firms.

Copyright © 2025 BDO Tax Limited. All rights reserved. Published in Hong Kong.



Hong Kong Corporate Tax Reporting Timeline for an MNE group with year end date of 31 Dec 2025



注記

- i. OECD BEPS2.0の第二の柱に関する過去のニュースレター：
[香港 BEPS2.0 第二の柱の導入を延期 \(参考和訳\)](#)
[Hong Kong Begins Public Consultation to Implement the Global Minimum Tax and Hong Kong Minimum Top-up Tax](#)
[グローバル税源浸食防止 \(GLOBE\) ルール実施法案を発表 \(参考和訳\)](#)
- ii. 多国籍企業グループがユーロ以外の通貨で連結財務諸表を作成する場合、当該グループは、欧州中央銀行 (ECB) が引用する外国為替参照レートによって決定される当該事業年度開始前の暦年12月の平均外国為替レートを使用して、連結売上高を換算しなければなりません。表示通貨がECBの外国為替参照レートで表示されていない場合、当該グループは、香港金融管理局 (Hong Kong Monetary Authority) が提示する12月の平均外国為替レートを使用して、連結売上高を換算する必要があります。
- iii. 事業年度とは、MNEグループの最終親会社が連結財務諸表を作成する会計年度を指します。
- iv. 暫定的国別報告セーフハーバーの下では、総売上高、ETR、通常利益に関する3つの基準のいずれかが満たされた場合、特定の管轄地域におけるMNEグループのトップアップ税はゼロとみなされます。この制度は、MNEグループの適格国別報告書に含まれる管轄地域での総売上高及び税引前損益情報、並びに適格財務諸表に含まれる税務情報に基づきます。これは、2026年12月31日以前に開始し、2028年6月30日以前に終了するすべての事業年度を対象とする移行期間にのみ適用されます。
 このセーフハーバーは「一度適用されなかった場合は、以降も適用されない」アプローチを採用しており、対象のMNEグループが、過去の事業年度において、ある管轄地域においてこのセーフハーバーを使用する基準を満たしていない場合、そのグループは、以降の事業年度において、同じ管轄地域においてこの適用を受けることはできません。